

出先機関改革に係るアクション・プラン（ハローワーク） の推進状況について

○ 昨年末に「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～」が閣議決定されたことを受け、アクション・プランを推進するために、地域主権戦略会議の下に置かれたアクション・プラン推進委員会や、同推進委員会の下に置かれた公共職業安定所（ハローワーク）チームにおいて、議論が行われている。

○ 本年２月に開催された公共職業安定所（ハローワーク）チームにおいては、地方自治体に一体的な実施に関する提案募集を行うことが決定され、募集を行った。

その結果、第１次募集・第２次募集を合わせて、４１都道府県、２６市区から提案があり、そのうち、５道県と２２市区からの提案（※）が、国が行う事業と地方が行う事業を一体的に実施するものであった。

※ ５道県については提案の一部

○ 先日開催されたハローワークチーム、アクション・プラン推進委員会及び地域主権戦略会議において、この提案状況についての報告が行われた。

アクション・プラン ～出先機関の原則廃止に向けて～
(ハローワーク部分抜粋)

〔平成22年12月28日〕
閣 議 決 定

国のかたちを変えて、住民に身近な行政はできる限り地方自治体に委ね、地域における行政を地方自治体が自主的かつより総合的に実施できるよう出先機関の事務・権限をブロック単位で移譲すること等により、出先機関改革を下記のとおり進める。

記

1 (略)

2 (略)

(3) 公共職業安定所（ハローワーク）

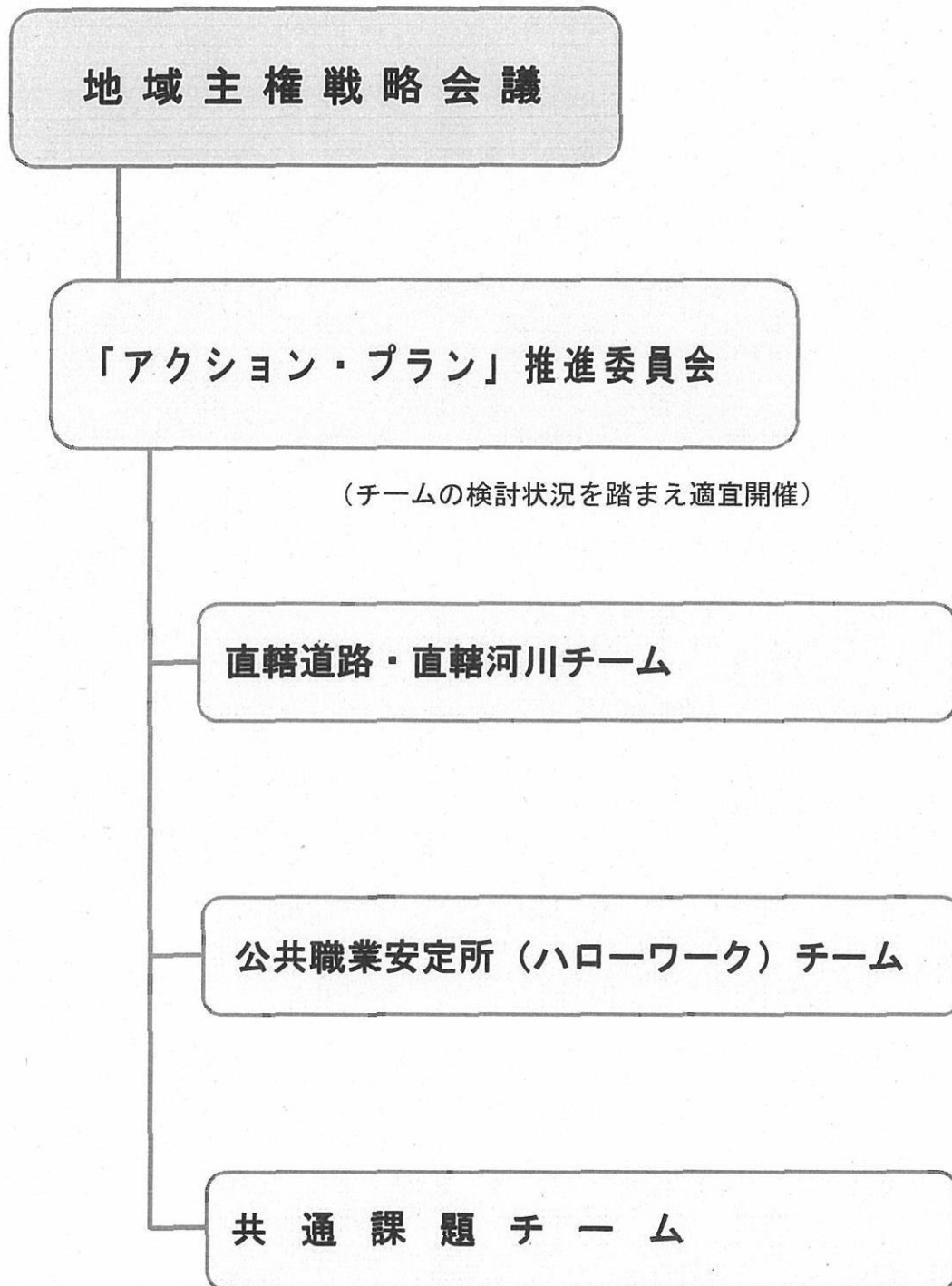
利用者である地域の住民の利便性を向上させる観点から、まずは、希望する地方自治体において、国が行う無料職業紹介、雇用保険の認定・給付等の事務と地方が行う無料職業紹介、職業能力開発、公営住宅、福祉等に関する相談業務等が、地方自治体の主導の下、運営協議会の設置などにより一体的に実施され、利用者の様々なニーズにきめ細かく応えることが可能となるよう、所要の措置を講ずることとする。その際、国は地方自治体からの特区制度等の提案にも誠実に対応することを基本とし、国の求人情報等の地方自治体への提供等当該一体的な実施の具体的な制度の内容については、地方自治体の実情に応じて、国と地方自治体が協議して設計する。

上記について速やかに着手し、当該一体的な実施を3年程度行い、その過程においてもその成果と課題を十分検証することとし、広域的实施体制の枠組みの整備状況も踏まえ、地方自治体への権限移譲について検討することとする。その際には、ILO第88号条約との整合性、都道府県を越えた職業紹介の適切な実施、雇用対策における機動性の担保、保険者の変更等雇用保険財政の根本に関わる議論等に留意する。

(4) 直轄道路、直轄河川及び公共職業安定所（ハローワーク）について、上記改革を円滑かつ速やかに実施するための仕組みを地域主権戦略会議の下に設ける。

3～5 (略)

「アクション・プラン」の推進体制



※上記のほか、広域的实施体制の枠組み作りについても、委員会で取り上げる。

【アクション・プラン推進委員会の構成員】

片山 善博 内閣府特命担当大臣（地域主権担当）

上田 清司 埼玉県知事

北川 正恭 早稲田大学大学院教授

平野 達男 内閣府副大臣

逢坂 誠二 総務大臣政務官

【公共職業安定所（ハローワーク）チームの構成員】

北川 正恭 早稲田大学大学院教授（主査）

逢坂 誠二 総務大臣政務官

小林 正夫 厚生労働大臣政務官

古川 康 佐賀県知事（山田 啓二 京都府知事から交代）

平成 23 年 7 月 1 日
ハローワークチーム

アクション・プランを実現するための提案募集（ハローワーク関係）の結果について

1. 提案のあった地方自治体（別紙一覧表参照）

都道府県； 4 1
市区町村； 2 6

2. 提案の状況

- （1）国が行う事業と地方が行う事業を一体的に実施するための提案であって、当該提案に係る国の事業が平成 23 年度厚生労働省予算を活用して実現可能と考えられることから、具体的に事業を実施するため、提案した地方自治体と厚生労働省とで直接協議を開始しているもの（※一部具体的に事業を開始）

○都道府県（5 道県）（※提案の一部。）

北海道、青森県、新潟県、広島県、長崎県

○市区町村（22 市区）

札幌市、さいたま市、川口市、秩父市、所沢市、志木市、千葉市、新宿区、墨田区、中野区、相模原市、須坂市、高山市、名古屋市、大府市、湖南市、倉敷市、井原市、総社市、北九州市、福岡市、久留米市

（2）（1）以外の提案

○都道府県（41 都道府県）（※ただし（1）の対象となる 5 道県の提案部分は除く。）

○市区町村（4 市）

横浜市、川崎市、新潟市、浜松市

(別紙)

提案自治体一覧

○都道府県（41 都道府県）

北海道、青森県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、沖縄県

○市区町村（26 市区）

北海道；札幌市
埼玉県；さいたま市、川口市、秩父市、所沢市、志木市
千葉県；千葉市
東京都；新宿区、墨田区、中野区
神奈川県；横浜市、川崎市、相模原市
新潟県；新潟市
長野県；須坂市
岐阜県；高山市
静岡県；浜松市
愛知県；名古屋市、大府市
滋賀県；湖南市
岡山県；倉敷市、井原市、総社市
福岡県；北九州市、福岡市、久留米市

各提案の概要

2(1)関係;国が行う事業と地方が行う事業を一体的に実施するための提案であって、当該提案に係る国の事業が平成23年度厚生労働省予算を活用して実現可能と考えられることから、具体的に事業を実施するため、提案した地方自治体と厚生労働省とで直接協議を開始しているもの(※一部具体的に事業を開始)

○都道府県

No.	自治体名	提案概要
1	北海道 (※提案の一部)	産業支援機関において、国が実施する各種助成金や支援施策の情報提供や相談、求人の受理等と、道が実施する中小企業に対する経営相談、研究開発や取引拡大などの各種支援を一体的に実施。
2	青森県 (※提案の一部)	若年者就職支援施設(国の「ハローワークヤングプラザ」と県の「ジョブカフェあおもり」及び「青森県若者サポートステーション」)の一体的運営を実施する。各施設は、事業の共同実施、窓口の一本化、情報の共有化等を行い、若年者の就職支援の機能強化を図る。
3	新潟県 (※提案の一部)	県が設置する「Uターン情報センター(東京)」に国の求人情報等の活用を含めたハローワークの職業紹介機能を付加して一体的に実施。
4	広島県 (※提案の一部)	国のマザーズハローワークにおいて実施する職業相談・職業紹介、求人情報の提供等と、県が民間委託による実施する各種就職支援を一体的に実施することにより利用者のニーズにきめ細かく対応。 また、市町の保育所情報や保育に関する相談も併せて実施する方向で検討予定。
5	長崎県 (※提案の一部)	①県の「こども・女性・障害者支援センター」に国の職業相談員を配置し、求人情報システムを設置して、国の実施する職業相談・職業紹介と、県の実施する生活相談等の支援を一体的に実施。 ②国の地域共同就職支援センターに配置する職業相談員を増員して、離島・半島に派遣し、長崎県再就職支援センターが実施している離島・半島地域における巡回相談を一体的に実施。

○市区町村

No.	自治体名	提案概要
1	札幌市 (北海道)	区役所において、ハローワークによる職業相談・職業紹介と、市の実施するキャリア・カウンセリング、各種支援制度に関する情報提供等を一体的・総合的に実施。
2	さいたま市 (埼玉県)	福祉事務所にハローワーク部門を併設し、生活保護受給者、住宅手当受給者等に対し、ハローワーク部門の相談員と福祉事務所ケースワーカー、自立支援員、就労支援員が連携して、一体的に就労支援を実施。
3	川口市 (埼玉県)	福祉事務所の要請に応じて、福祉事務所にハローワークの職員・相談員を配置し、生活保護の窓口において具体的な求人情報を得やすくするとともに、被保護者に対する職業紹介や相談・助言等を実施。
4	秩父市 (埼玉県)	市が国と一体となって「しごと相談コーナー」(仮称)を設置し、求職者のニーズに応じて、市が行う内職あっせん等とハローワークの職業紹介等を一体的に実施。
5	所沢市 (埼玉県)	ハローワークと福祉事務所が一体的に就労を支援するための体制整備及び若年者支援のための市・国の事業のワンストップサービスの実施。
6	志木市 (埼玉県)	福祉事務所とハローワークによる生活困窮者や障がい者に対する一体的支援、市とハローワークによる若年者に対する一体的支援。
7	千葉市 (千葉県)	①市内の区役所内に設置され、国と市が一体的に運営している「千葉市ふるさとハローワーク」に、雇用保険の認定・給付の機能を付加。 ②「千葉市ふるさとハローワーク」が設置されている区以外の市内の各区(5区)の保健福祉センターに、国の職員・相談員を配置して、生活保護受給者の就労支援を国と市で一体的に実施。

No.	自治体名	提案概要
8	新宿区 (東京都)	区役所庁舎内に「ハローワークコーナー(仮称)」を設置し、生活保護受給者、住宅手当受給者等に対する経済的自立に向けた就労支援を効果的・効率的に実施。
9	墨田区 (東京都)	区役所庁舎内に「ハローワーク就職支援コーナー(仮称)」を設置し、生活保護受給者、住宅手当受給者等に対する経済的自立に向けた就労支援を効果的・効率的に実施。
10	中野区 (東京都)	区役所庁舎内にハローワークの就労支援コーナーを設置し、生活保護受給者、住宅手当受給者等に対する経済的自立に向けた就労支援を効果的・効率的に実施。
11	相模原市 (神奈川県)	市とハローワークが連携し、就職相談・職業紹介業務及び雇用対策に関して協働し実施(窓口を整備、拠点化)。また、生活保護、住宅支援、職業訓練などの生活支援についての連携を拡充。
12	須坂市 (長野県)	ハローワークの職業紹介業務システムを直接、市の就業支援センターで利活用できるようにする。
13	高山市 (岐阜県)	①市で運営している無料職業紹介所に、高山ハローワークの職業相談・紹介機能を付加し、両者による一体的な運営により、市民サービスを充実。 ②市の職員及びハローワーク相談員等が、市内9か所の支所庁舎を定期的に巡回。 ③市とハローワークが、連携協力して定期的に「パート就職面接会」を開催。
14	名古屋市 (愛知県)	①市の「なごやジョブ・サポートセンター」において、ハローワーク端末の設置及び国からの職員派遣により、ハローワーク求人情報の活用、紹介状の直接交付を実施し、市の就労支援事業を強化(市と国が共同でサービスを提供)。 ②区役所において、ハローワーク端末の設置及び国からの職員派遣を行い、生活保護受給者、障害者、高齢者等就職困難者に対する各種住民サービスと就労支援を一体的に実施。

No.	自治体名	提案概要
15	大府市 (愛知県)	「大府市就労生活支援センター(仮称)」を設置し、市による生活支援サービスの相談・情報提供とハローワークの職業相談・紹介を一体的に実施。
16	湖南市 (滋賀県)	市の障がい者就労情報センターに国の就労情報コーディネーターを置き、「働く場・働く機会」の開拓、事業所等との情報交換、採用企業への障がい者、福祉施策を受けている就職困難・生活困窮者就労定着支援等を実施。
17	倉敷市 (岡山県)	市の就労支援員が生活・就労相談から得た求職ニーズと市の勤労者福祉サービスセンターの推進員が得た求人ニーズをハローワークに提供し、ハローワークの求人開拓推進員(国)が求人を開拓。
18	井原市 (岡山県)	「井原市ふるさとハローワーク」において、市が実施する企業情報の収集とハローワークの求人情報の提供、職業相談・職業紹介をワンストップで実施するなど、業務を拡充。(※)
19	総社市 (岡山県)	生活保護受給者や日系ブラジル人等に対する実効あるサービスを実施するため、ハローワークへの自立支援推進員、通訳の派遣や、市保健師による面談から精神科医による「心の健康相談」への仲介などを行い、ハローワークの専門相談員等と連携して、求人情報の提供、個別求人開拓、職場見学、同行紹介、職場定着指導、生活相談、カウンセリング等を一体的に実施。
20	北九州市 (福岡県)	(3月28日提案) ①市が設置する支援施設に国の若年者向けハローワークを併設することにより一体的な支援を実施。 ②「ふるさとハローワーク」に「(仮称)企業情報コーナー」を設置し、市と国の共同で運営。 (5月13日提案) ①JR駅近接地に国のハローワーク機能を配置し、市の公共施設と一体的に住民サービスを提供。 ②「ふるさとハローワーク」に「企業情報コーナー」を設置すること(※3月28日提案②)に加え、同ハローワークの就職支援拠点としてのさらなる整備・充実を要望。

※井原市の当初の提案は、『「井原市ふるさとハローワーク」において、雇用保険の受給の手続き等業務を拡充。』という内容であったが、協議をする中で内容が発展し、上記のような内容となっている。

No.	自治体名	提案概要
21	福岡市 (福岡県)	市内の区役所に「ミニハローワーク」を設置し、求人情報の提供、職業紹介・職業相談等と、市の実施する福祉等の相談とを一体的に実施。
22	久留米市 (福岡県)	求職者総合支援センター事業を継続するとともに、県の就労支援機関を併設することにより、地域における総合的な就労支援を強化・充実。

2(2)関係;(1)以外の提案

○都道府県

No.	自治体名	提案概要
1	北海道 (※提案の一部)	ヤングハローワークを道に移管し、ジョブカフェ北海道に、学生用求人情報の提供、職業相談・職業紹介、新規学卒者向け求人の受理の機能を付与。移管により、道庁内の産業振興・人材育成施策と一体化し、道教育庁との連携を促進。 ヤングハローワーク移管の成果や課題を踏まえ、概ね3年以内に、道内ハローワークのうち1か所の移管を求める。
2	青森県 (※提案の一部)	県内ハローワーク1か所以上の移管を検討(若年者就職支援施設の一体的運営の実績・効果を検証しながら、概ね3年以内の結論を目指す)。
3	山形県	①平成23年度に、国・県・市町村などで構成する連絡調整機関を設置し、ハローワークの移管に向けた具体的な実施方法を検討。 ②平成24年度に、県の総合支庁毎に1か所(計4か所)のハローワークの業務と権限を県に移管。 ③連絡調整機関で評価・検証を行い、平成26年度以降、結果を踏まえて全ハローワークを県に移管。
4	茨城県	ハローワーク水戸の職員、施設・設備、業務及びこれらに係る財源一切の移管を受けて県が運営し、その成果・課題の検証結果を踏まえて、将来的には県内の全ハローワークを県に移管 (雇用保険関係手続、法令に基づく事業主指導、助成金の支給等の事務については労働局と連携を図り適切に執行)。
5	栃木県	①ハローワーク宇都宮の「駅前プラザ」及び「新卒応援ハローワーク」を県に移管。 ②「駅前プラザ」等の移管後、ハローワークの他の機能(職業訓練の受講指示、雇用保険の認定・給付、各種助成制度の取扱いなど)を段階的に移管 (移管した事業の必要な財源は国が負担)。 ③26年4月にはハローワーク宇都宮の移管を完了。

No.	自治体名	提案概要
6	群馬県	①ジョブカフェにハローワークの若年者就職支援に係る機能を移管して、一貫したきめ細かな支援の充実・発展を図るとともに、産業振興、教育分野との連携強化。 ②全体的なハローワーク機能の移管については市町村や関係団体等との十分な調整を行いながら段階的に実施。 ③概ね3年以内に1か所以上のハローワークを移管。
7	埼玉県	①県内のハローワーク(浦和)を県に移管し、県の指揮監督下でハローワークを実際に運営(職業紹介、職業訓練受講指示、求人受理、事業主指導、雇用保険、雇用情報収集・分析等)することにより、地方移管のメリットや課題を検証。 ②県の就労支援拠点で若者、女性、中高年に対して実施しているカウンセリング等の就労支援サービスと県に移管されたハローワークの職業紹介等サービスを一体化し、相談から就労まで一貫したサービスを提供。 ③上記の成果や効果を検証し、県内のハローワークすべてを県に移管。 ※移管事務の実施に必要な財源・人員・設備等の移管、ハローワークの職員を国家公務員の身分を保持したまま県に派遣(県職員として任用)する制度の創設。
8	千葉県	ハローワーク船橋を県に移管し、「ハローワーク船橋ヤングコーナー」は県の施設としてジョブカフェと一体化。就職に関する相談から職業訓練・職業紹介、さらには生活面での相談など、求職者本位の効率的・効果的なトータル支援の実施。
9	東京都	ハローワーク全面移管のプロセスとして、以下の措置を実施。 ①都内ハローワーク(大森所)1か所の移管。 ②①以外の都内全ハローワークと都が行う職業訓練との一体的な運営。 ③「東京しごとセンター」内にあるハローワークの職業紹介機能の移管。
10	神奈川県	①平成26年度までに、できるだけ速やかに全てのハローワークを県に移管する。 ②新たな支援施設として、県の「かながわ若者就職支援センター」、「シニア・ジョブスタイル・かながわ」、「かながわ求職者支援センター」を統合した上で、国の「ハローワークプラザ横浜」、「マザーズハローワーク横浜」、「神奈川人材銀行」を県に移管し、「かながわ就職支援センター(仮称)」として一体的に運営。 ③①を前提に、市町村が希望する場合、市町村主導による「ふるさとハローワーク」を設置。
11	新潟県 (※提案の一部)	必要な財源と人員の移管を前提として県内のハローワークを1か所以上(新潟、長岡、上越のいずれか1つ以上)を移管することにより、県と国の二重行政を解消するとともに若者の就職支援をはじめとした県の他の行政サービスと一体的に運営。

No.	自治体名	提案概要
12	富山県	ハローワーク富山を県に移管する。 ハローワークの業務と県が行ってきた業務とを併せて県が実施し、就労支援や人材育成・確保に一体的に取り組むとともに、中小企業等に対する経営と雇用の両面からの企業支援を総合的に実施。
13	石川県	①ハローワーク金沢の職業紹介、職業訓練の受講指示に関する事務・権限及び必要な人員・税源を県に移管することにより、知事の指示の下、福祉・雇用両面での就労支援等を一体的に実施。 ②上記の実績を踏まえ、職業紹介、職業訓練に関する事務・権限以外も含め、ハローワーク金沢の県への移管の実施。さらにハローワーク金沢以外のハローワークの県への移管も検討。
14	福井県	①第1段階として、 ヤングハローワークを県に移管し、就職に関するカウンセリングから職業紹介、求人開拓まで一貫して実施。 マザーズサロンを県に移管し、女性の「仕事」に関し、カウンセリングから職業紹介、キャリアづくり等を一元的に支援。 ②第2段階として、ハローワーク敦賀・小浜を県に移管し、産業施策と雇用施策を一体的に実施。
15	山梨県	①利用者の利便性を向上させるため、ジョブカフェに国のヤングハローワークの職業紹介業務を移管し、若年者の就職支援を一体的に実施。 ②新卒者の利便性向上のため、県で実施している新卒者就職支援事業（求人開拓や合同就職面接会の開催等）に「新卒応援ハローワーク」の職業紹介機能を県に移譲。 ③①及び②の機能の移譲により、県の産業振興策の実効性を高め、求職者の利便性も向上。 ④①及び②の職業紹介機能の一部移管の実績を踏まえ、平成26年度までにハローワーク甲府の全事務・事業を移管。
16	長野県	①長野及び篠ノ井ハローワークを県に移管。 ②ハローワークの運営に当たっては、県、労働局、関係市町村による運営協議会を設置し、県が行う提供サービスの補完体制を構築。
17	岐阜県	県内のすべてのハローワークを岐阜県に移管する。 国は全国一体的な求人情報のデータベース、ネットワークの構築・運営及び雇用保険（財政）の管理・運用を担い、県は職業紹介、雇用保険（受給事務）、職業訓練受講指示、国助成金に関する事務等を担う。

No.	自治体名	提案概要
18	静岡県	①県内1か所以上のハローワーク業務を地方移管(総合的雇用情報システム、雇用保険の保険料率の設定等を除く)。 ②これにより、雇用に関する一貫したサービスの提供、生活支援などのサービスをワンストップで提供、新産業育成政策と一体化した雇用対策の実施、学校教育との連携強化、民間と連携したきめ細やかな支援を実施。
19	愛知県	①新卒者・若年者を対象としたハローワーク(ハローワーク名古屋中の一部門)を県に移管し、県内16ハローワークとの連携の下、新卒者・若年者に関する就労支援を一体的に実施。 ②ハローワーク名古屋中をまるごと(職業紹介、雇用保険の認定・給付事務等)県が運営し、他の15ハローワークと雇用対策を一体的に実施。
20	三重県	1. 移管に向けて、3つのモデルを実施 ①モデル1:ハローワーク津の移管 ・ステップ1として、若年者支援機能を県の「おしごと広場みえ」に移管し、県が職業紹介、職業訓練受講指示を実施。 ・ステップ2として、一般求職者に対する就業相談、生活相談を一体で実施。 ・ステップ3として、ハローワーク津を県に移管し、職業紹介、職業訓練受講指示、助成金の交付事務を実施。 ②モデル2:ハローワーク四日市の移管 ・ステップ1として、現行の「三重県求職者総合支援センター」における一体的実施を定着化させる。 ・ステップ2として、試行的にハローワーク四日市の業務を県に移管する。 ・ステップ3として、ハローワーク四日市を全面移管する。 ③モデル3:ハローワーク伊賀の移管 モデル1・2を参考にしながら連携できる事業を検討し、就業相談や面接会の合同開催などの連携を実施。 2. 3つのモデルについて成果と課題を検証し、3年以内に1か所のハローワークを移管し、その後全面移管を求める。 国と県でハローワーク移管準備協議会を設置し、運営方針等は知事が定める。

No.	自治体名	提案概要
21	滋賀県	《特区提案》 ①国のハローワーク(新卒応援ハローワーク)のすべての権限を県に移管し、県が設置・運営する若年者就労支援機関等との一体的な運営を行い、職業紹介を含め相談支援から就職までの一貫した支援を実施。 ②ハローワークに設置されているマザーズサロンやマザーズコーナーの機能を含め、県がハローワークの機能を持つことにより、県が設置するマザーズ就労支援相談員や母子家庭等就業支援員等との密接な連携のもと、求人情報の提供や職業紹介などをワンストップで行うなど、女性の就労支援を強化。 ※ハローワーク機能の設置・運営、ハローワーク職員の人事管理、求人検索機を管理運営、職業紹介、職業訓練受講指示を行う権限の県への移譲を求める。 ③①及び②の事業の検証を踏まえ、全ハローワークの丸ごと移管により、県が生活から職業紹介までワンストップで支援できる体制の整備をめざす。
22	京都府	国のハローワーク業務を京都府に全面移管する。 具体的には、 ①ハローワーク職員については、国が人件費を負担しつつ、府へ職員を出向。 ②府職員等として知事の指揮命令の下、職業紹介業務、雇用保険業務、職業訓練受講指示、各種助成金業務を直接実施。 ③業務の運営に当たっては、京都府と労働局等との連携組織を新設。 ④ハローワーク京都七条の吸収(施設移転)。
23	大阪府	《特区提案》 ハローワークの地方移管を早期に実現するため、 ①「大阪版ハローワーク」を展開。具体的には、ハローワーク機能の移管を受け、以下の措置を実施。 ・OSAKAしごと館、市町村にハローワークのサテライトを設置。 ・府・市町村に求人情報の提供及び職業紹介権限などを付与。 ・産業や福祉等の施策と一体的に展開。 ・技専校で職業訓練と職業紹介を一体的に実施。 ②府内のハローワークいずれか1か所を府に先行移管。 ③上記取組を評価・検証した上で府内の全ハローワークを府に全面移管。

No.	自治体名	提案概要
24	兵庫県	①ハローワーク灘、尼崎、姫路のすべての権限(職業紹介、職業訓練受講指示、雇用保険など)を県に移管。 ②ジョブカフェに併設されているハローワーク機能を県へ移管し、若年者に関するワンストップサービスの実現。 ③知事が厚労大臣から職業安定行政に係る業務の指揮監督権(人事権や予算は含まず)の委任を受ける制度の創設(厚労大臣は知事に要請することのみ)。 ④雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金に関する権限を県へ移管。
25	奈良県	①第1段階として、国の求人情報及び業務統計等への情報アクセス、職業訓練の受講指示、事業所向け助成金の事務、地域就職支援センターの国職員への指示権に係る業務権限を県に移譲。 ②第2段階として、県が必要と考える箇所・施設へのハローワーク機能の設置(県が参画して一体的に運営)。 ③第3段階として、県下の全てのハローワークの移管。
26	鳥取県	①ハローワーク特区として、ふるさとハローワークにおいて、県の相談員が、ハローワークネットワークシステムを使用して求人情報を入手し、その情報を利用して相談者に対し、職業相談、職業訓練の受講指示、職業紹介を実施するほか、雇用保険関係事務を実施。 ②ハローワーク鳥取、倉吉、米子を完全に県へ移管。
27	島根県	①職業紹介業務の実質的な県移管を行い、ハローワークの職業紹介担当の職員を県に派遣して、県知事の指揮命令に基づき職業紹介業務及び福祉・居住業務等を行う。また、県の職員、県指定の法人等の職員に総合的雇用情報システムの求人・求職情報を取得、利用できる権限を付与。 ②「島根就労支援ネットワーク機構(仮称)」を設置し、ハローワーク及び市町村職員を同機構に派遣して、知事の指揮命令権限の下で各種業務を実施。 ③県内9か所のハローワークの完全移管を目指す。
28	岡山県	①国の「おかやま新卒応援ハローワーク」を県に移管し、県が設置する「おかやま若者就職支援センター」において若者支援を一体的に実施。 ②27年度にハローワーク岡山を、28年度以降に県内の全ハローワークを岡山県に移管。

No.	自治体名	提案概要
29	広島県 (※提案の一部)	県内1か所のハローワークを県に先行移管する。 ・県内のハローワークのうち1か所、当該ハローワークの業務のすべてを県に移管。 ・移管されたハローワークにおいて、県が実施してきた求人開拓やキャリアコンサルティング等の事業及び市町と連携した求職者・就職困難者等のワンストップサービスを実施。 ・県立ハローワークの業務を円滑に実施するため、県職員の育成研修制度を早期に設けるとともに、労働局職員による助言・指導等のための人材派遣を実施。 ・必要な財源については、一般会計及び労働保険特別会計からの地方に対する交付金により財源を確保。
30	山口県	特区方式により、 ①Step1として、ヤングハローワークを県に移管し、若年者に対する職業紹介、求人情報の管理・提供を実施。 ②Step2として、ハローワーク山口を県に移管し、職業紹介、雇用保険、職業訓練受講指示、国助成金に関する事務等を実施。 ③Step3として、県下全てのハローワークを県に移管(平成26年度を目途)。 また、段階的権限移譲を進める中で、検討委員会を設置し、生活支援を含めた総合的ワンストップ体制を検討。
31	徳島県	ハローワーク徳島を段階的に県へ移管する。 ①第1段階として、国と県の連携により、就労支援から職業紹介までの雇用関連サービスをワンストップで提供している「とくしまジョブステーション」において、国が直接実施しているサービス(学卒・若年者部門、新卒応援ハローワーク、マザーズサロン)を県に移管(県の職員が職業紹介等の業務の実施、求人検索端末等の操作権限の付与)する。 ②第2段階として、同ジョブステーションにおいて、雇用保険、職業訓練受講指示、国助成金移管する事務を実施(県に権限を付与)。 ③第3段階として、ハローワーク徳島全体を県に移管。
32	香川県	①「しごとプラザ高松」(職業相談・職業紹介業務のみ実施)を移管し、県がハローワークと情報を共有し、県の施策と職業紹介とを相互に連携して一体的に実施。 ②プラザ運営の課題を検証しながら「高松ハローワーク」の県への移管を目指す。 ③雇用調整助成金等を受給している企業名や再就職援助計画提出企業名などを県が保有し、県が実施する経営支援、産業振興施策に活用。
33	愛媛県	ハローワーク松山を段階的に県に移管する。 ①第1段階として、ハローワークプラザ松山の業務・機能の移管を受け、県が就労支援から職業紹介までの業務を一体的に実施。 ②第2段階として、雇用保険、職業訓練、助成金の業務の一部について事務権限の委譲を受ける。 ③第3段階として、ハローワーク松山本所の移管を受け、県が他の雇用支援業務と一体的に運営。

No.	自治体名	提案概要
34	高知県	①1年目に、「ハローワーク高知若者相談コーナー」及び「ハローワークジョブセンターはりまや」を県に移管し、県が職業紹介を実施する。また、高知労働局の各種助成金・奨励金の支給権限を県に移管する。 ②2年目に、ハローワーク高知を県に全面移管する。
35	福岡県	《ハローワーク移管特区》 ①ハローワーク福岡中央を県に移管し、ハローワーク業務が県の指揮・監督の下で行えることを立証。 ②ハローワーク福岡中央の付属施設や福祉・農業の職業紹介機能を県の雇用施策・産業施策に活用することにより、効果的な人材育成や雇用創出、人材移転を図る。
36	佐賀県	特区として、 ①ハローワーク佐賀の事務権限を人員・財源と併せて県に移管 ②県もハローワークと同じ情報を共有 ③労働局の予算を佐賀県に交付金として移管すること などにより、障がい者、若年者の就労支援の強化を図る。 また、事務権限移譲後に国と県との間で協議会を設置して、移譲により成果をあげた施策について全県的な普及を図る。
37	長崎県 (※提案の一部)	当面、国の「ヤングハローワーク」、「新卒応援ハローワーク」、「学生就職支援コーナー」を県に移管して「ながさき若者ジョブステーション(仮称)」を設置し、職業紹介と県の「フレッシュワーク長崎」のカウンセリング機能を一体的に運営する。その実績を活かしてハローワーク長崎を全面的に移管し、その後、県下全ハローワークの移管を目指す。
38	熊本県	《特区提案》 県内にあるハローワークのうち、1か所から数か所のハローワークで、すべての業務を県に移管(国の職員は地方公務員との併任により県知事の指揮命令下で業務を行う)。 これにより、職業訓練のあっせんや生活資金の貸付、県営住宅の優先入居、カウンセリングなどの求職者が必要なサービスを総合的に提供。 また、県が行っている中小企業向けの人材確保や育成、金融対策、経営革新・販路拡大支援や、国の新規雇用・雇用維持への助成を県が一体的に実施。

No.	自治体名	提案概要
39	大分県	①「ハローワークプラザおおいた」を県に移管して、プラザの職員を県へ出向(予算は国負担)。 ②県は「おおいた若年者等就業支援センター(仮称)」を設置し、新規学卒者、若年者、女性等に対する就職支援を実施。 ③県と労働局との間で運営協議会を設置し、 ・同センターの運営について協議、適宜、アドバイスを受けるとともに、 ・地域の産業政策や実情に応じた職業紹介、国の助成金の受給要件等の見直し等を行う。 ④①～③を実施しながら検証し、3年後にハローワーク大分の移管をめざす。
40	宮崎県	①「ハローワークプラザ宮崎」を県に移管し、県が運営している「宮崎就職相談支援センター」及び「宮崎県求職者総合支援センター」と一体化し、「宮崎県おしごと支援センター」を設置する。センターにおいては、県の施策(生活保護、公営住宅、県内移住促進、就農支援等)と一体的に実施。 ②地域の産業政策や実情をハローワークの運営に反映させるため、宮崎労働局や県、関係機関等で構成する「ハローワーク運営協議会」を設置。 ③プラザ移管後は問題点の検証等を行い、概ね3年以内に県内の全てのハローワークの移管を目指す。
41	沖縄県	①沖縄県キャリアセンター及び福祉部門とハローワークとの一体的な実施について、組織及び施設整備を検討するとともに、ハローワーク那覇の職業紹介部門を県に移管。 ②平成25年度までに、ハローワーク那覇を段階的に県へ移管。 ③概ね3年以内に、各地域のハローワークを移管。 ④移管に際して、以下の点を要望。 ・県が中心となって構築する総合就業支援拠点の運営に係るハローワーク業務の権限を委譲すること。 ・ハローワークの人員及び管理運営に必要な経費及び事業等に係る経費について国は財政措置を行うこと。 ・沖縄労働局が実施する事業等については、国・県・市町村等で構成される協議会等の意見を踏まえ、実施すること。

○市区町村

No.	自治体名	提案概要
1	横浜市 (神奈川県)	ハローワークの事務・権限の全面的な権限移譲を求めることを前提に、 ①第1段階(当面の措置)として、各区役所に求人情報端末及びハローワーク職員を配置し、福祉施策等と就労支援を一体的に市の業務として実施 ②第2段階として、対象を求職中の一般市民へ拡大 ③全面的な権限移譲を求める。
2	川崎市 (神奈川県)	①ハローワークの職業紹介に関する事務権限の一部を市が受任し、市の委託を受けて「キャリアサポートかわさき」を運営する民間事業者に対し、ハローワークの求人情報の活用及び紹介状の交付等の職業紹介に関する権限を付与することにより、市の就業支援事業を強化。 ②区役所において、ハローワーク求人端末による情報の共有化及び国からの職員派遣により就業支援窓口を設置し、生活保護受給者、障がい者、高齢者等に対する福祉的支援と就職支援を一体的に実施。
3	新潟市 (新潟県)	全面的な事務権限移譲を前提として、 ①Step1として、区役所に求人情報端末を設置し、ハローワーク職員を派遣して、市の実施する生活保護受給者、障がい者、高齢者などへの福祉的支援と就職支援を一体的に実施。 ②Step2として、区役所においてハローワーク職員の増員、機器の増設を行い、ハローワークの全業務を実施。また、市の行政区域とハローワークの管轄区域を統一する。 ③Step3として、ハローワークの事務権限を委譲。 実施に当たっては、市と労働局が雇用対策協定を締結し、運営協議会を設置して意見交換を行う。
4	浜松市 (静岡県)	①総合特区制度により、ハローワークの求職者向けサービス(職業相談・職業紹介、雇用保険の給付、就職に関する情報提供等)の権限・財源を市に移譲し、市内の各区役所で市が業務を実施。 ②事業主向けサービス(雇用保険の適用、助成金の支給等)については、当面の間、国が引き続き実施し、平成26年度以降に地域(広域自治体、広域連合、市のいずれか)が実施。